



文京区立小日向台町小学校  
令和8年6月1日

# 6月 ほけんだより



校長 溝畑 直樹  
養護教諭 田中 由香

梅雨の季節になり、暑くなってきました。今月から水泳の学習が始まります。夏本番にむけて体調を整え、熱中症や夏バテにならない丈夫な体をつくりましょう。また感染症予防として、手洗いの励行はもちろん、室内の換気、こまめな水分補給を心がけましょう。

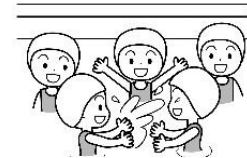


## 6月の保健行事

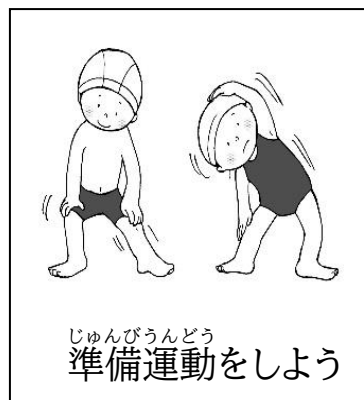


実施日	項目	実施学年
6月 1日	内科健診	1年
6月 12日	移動教室事前内科健診	5年
6月 15日	歯科健診	1年・6年
6月 17日	歯科健診	2年・3年
6月 18日	歯科指導	1年
6月 25日	歯科健診	4年・5年

## 水泳指導が始まります！



水泳は、体をきたえるためにもとても良いスポーツですが、ちょっとした気のゆるみで、命にかかわる大きな事故が起きる場合があります。水泳中は、先生の指示をよくきいて行動しましょう。プールに入る日は、おうちの人と体調チェックをしてから登校してください。以下の3つの注意点を守って、楽しいプール学習にしましょう。



# 保護者の方へ

## 日本スポーツ振興センターについて」

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校(園)の設置者との契約(災害共済給付契約)により、「学校の管理下」における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行うものです。

### 〈利用方法〉

- ① 受診の時は、**乳幼児医療証明・子ども医療証は使用せず**健康保険証を使って医療費をお支払いください。
- ② 学校から書類を受け取り、病院等で記入してもらい、学校に提出してください。
- ③ 後日、医療費に見舞金を加算した金額をお渡しします。

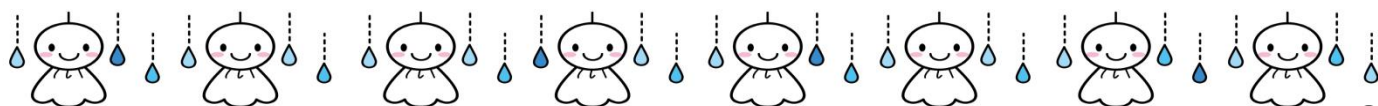
※請求から給付までおよそ2～3か月ほどかかります。

※医療機関等に証明していただくにあたっては、特別にご協力をいただいております。証明を依頼する際は、その場ですぐに証明をしていただけない場合があることをご了承ください。

※**受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります**ので、医療機関受診後は、速やかに請求書類を提出してください。

わからないことがあれば、日本スポーツ振興センターHP、または、養護教諭までお問合せ下さい。

日本スポーツ振興センター災害給付 HP、手続き方法については、こちらのQRコードよりご覧ください。



各検診の受診報告の提出ありがとうございます。提出がお済ではない方は、早めにお願ひします。